

事 務 連 絡
平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

入札制度の改正について（お知らせ）

下記のとおり、赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領を改正しましたのでお知らせします。

記

- 1 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領により最低制限価格を設定する対象は、「設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 1,000 万円以上の建設工事」が対象でしたが、「競争入札に付する建設工事」に変更になりました。

なお、平成 25 年 1 月 1 日以降の公告又は指名通知する建設工事について適用します。